

来年8月からスタート！ 「第2次サービス」(予定)

- ◎市区町村や都道府県の枠を越えて住民票の交付を受けられるようになります。
- ◎住民基本台帳カードの交付を受けている場合は、引っ越しなどでほかの市区町村に転出するときに、新住所地での転入届1回だけで済みます。しかし、旧住所地へは、転出届を郵送で行います。

■住民基本台帳カードにより各種のサービスを受けることが可能になります。

「住民基本台帳カード」は申請により市区町村長から交付されます。

住民基本台帳カードを持つことにより、引っ越しの場合の手続きの簡略化が可能となります。

また、他の市区町村で住民票の写しの交付を受ける場合や行政機関などに申請・届け出を行う場合、住民基本台帳カードにより確実な本人確認ができるため、迅速な手続きが可能になります。



本年8月5日からスタート！ 「第1次サービス」

- ◎恩給・共済年金などの現況届や各種資格証明申請時の、住民票添付の省略などができるようになります。

■住基ネットの 個人情報保護対策

住基ネットは、万全の個人情報保護対策を行っています。

- 法律や条例により情報の提供先と利用目的を限定しています。
- 民間部門の住民票コードの利用を禁止しています。
- 関係職員に秘密の保持を義務づけ、違反者には重い罰則があります。
- 情報の暗号化や侵入防止装置の設置により、漏えいを防止します。
- 操作する職員を限定するなど管理を厳重にして、目的外利用を防止します。

住民票コード(11ケタの番号)を 8月中旬にお知らせします

住基ネットの運用開始に伴って、「住民票コード(11ケタの番号)」が皆さんの住民票に記載されることとなります。

市では、8月中旬にこの住民票コードをはがきで皆さんに送付します。大切なお知らせですので、厳重に保管してください。

- ◎このコードは、住所の変更手続きの際、市民課窓口で必要になります。
- ◎このコードには、個人を特定する情報は含まれていません。
- ◎後でコードを変更することもできます。(番号の指定はできません。)



*行政機関が住民基本台帳ネットワークシステムを利用する時期は、申請・届け出の種類によって異なります。また、住民票の写しや市区町村長の証明書は不要となっても、他の添付書類で引き続き必要なものもあります。

詳しくは、申請・届け出の手続きを行う窓口にお問い合わせください。

■住民基本台帳ネットワークシステム に関する問い合わせ

市民課 ☎ 22-1312

■各種証明申請書が変更されます

住基ネットの第1次サービス稼働に伴い、市民課窓口などの各種証明申請書が変更されます。



▲変更される
各種証明申請書